

五月三十日(月)午前十時境内臨時開議

スミ

一、全國町村長大会決議要旨事項に対する回答案

スミ

一、川口官渡旧身及び山崎三制市官井比開議了解
事項

内

閣

日本標準規格 B5(十四行算)

裏面白紙

裏面白紙

五月三十一日臨時閣議決定法律傳案件名

一、大藏省

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案

スミ

資料配付済

新法需給調節特別會計法の部を改正する法律案

スミ

資料配付済

開拓者資金融通特別會計法の一部を改正する法律案

スミ

資料配付済

未償戻付者給與法の一部を改正する法律案

米

資料配付済

予算決算及び会計令の一部を改正する政令案

一、農林省

資料配付済農林物資検査法案

資料配付済種畜法案

内閣

日本標準規格 B6 (十四行)

一 運輸省

港域法案

一 文部省

資料館法案 市町村立小學校、中學校、定時制高等學校、盲

學校及び聾學校の職員の俸給その他の給与の及

担に關する法律案

取引官稅法案

所得稅法案

の二つを改正する法律案

内閣

裏面白紙

一、食糧対策

全國町村大会決議要望事項に対する回答(案)
(三三・五三(案) 不適用)

政府は当面の食糧一割増産を達成するとともに将来に
おける食糧の自給力をできるだけ増大するため、事前供出
割当の実施、地力一筆調査による農家供出量決定の公平化、
増産分及び特別供出分に対する特別価格その他適正農産物
価格の設定、農家必需物資時に農業生産資材の確保、農業
土木事業の拡充、農業技術の振興等について逐次適切な措
置を実施する考である。

なお、当面の具体的措置は次の通りである。

1. 春肥の公約量の農家渡しは、必ずこれを履行する。但し、約一割は八月にかかわり、追肥に十分に間に合せる。

2. 農機具、農薬の生産は漸次回復しつつあるが、特に農機具用の資材については、昨年の約三倍の鋼材の既当を受け、殺菌剤はほぼ需要を充たすことができ、その他の農家必需物資については、作業衣、織

物、地下足袋等は若干の増加を期待で
る。なお、これらの物資の配給制度につい
てもその合理化を研究中である。

3. 米價は、諸物價の^{推移}に伴い、これと均
衡を保^持借置を講ずべく慎重^考査中であ
る。

4. 農業電化の普及について、一時に小水力發
電として灌排用水の低落差利用を調査試験
中で、これを農業協同組合の事業として指

導奨励する。

5. ^米米夏^の他の^の米倉^倉農産物に対する事業税は

取上^のた^た之^を課^すを^い

二六、三判の全額國庫負担

六、三判経費を全額國庫で負担することは

國庫財政の現状及び國費と地方費との負担区
分の建前上慎重研究を要する問題で、直ちに
同意致しがたい。

三、内閣と地方自治体の連絡機關の設置

地方公共団体の自治権を擁護し、その健全
な発達を図るとともに、内閣と地方公共団体
との連絡を緊密にし、国家公益と地方自治と
の調和を図ることには、極めて必要である。現
在地方財政委員会が、財政の面においてこの
役目を果たしているが、同委員会は本年限りの
臨時機関であり、又総理^{官房}廳自治課はこの機能
を果すだけの組織・権限を有しない。従って、
何らかの形で、この種の強力な機関を設置す

ることば、地方自治を保障するためにも、又
国全体の行政を円滑に遂行するためにも必要
と考えるので、政府としては、慎重に考究の
上、善処したい。

四、地方財政の確立

健全な地方自治を確立するためには、自主
的な地方財政権を確立する必要があることば
いうまでもなく、地方財政委員会が設けられ、
その立案に基づき、今回地方財政制度の根本

的改革を行わんとしているのもその趣旨に外
ならない。なお、今後においても、常に、
の間に適切な調和を保つて、地方公共団体の
行財政の円滑な運用を期するよう、充分に留
意してゆきたい。

五、地方出先機関の整理

地方出先機関の設置は、地方自治の本旨に
鑑みても、又、行政整理の観点からも必要最
少限度に止むべきものと考えらる。政府は、高

度の経済統制を行わざるを得ないのが國の現
状において、直ちに、停止し又は地方公共団
体之委譲することのじきない特別のものを除
いては、これを整理する考えて、最近成果を
得、目下、関係方面ともの実現について交渉
中である。今後においても、この方針の下に
更に努力する。

六、治山治水対策

治山治水事業を強力に推進し、国土の保全と

各種産業の振興開発を図るため、建設省を設
置することに決定したのであるが、なお、山
治水事業促進に要する経費の予算化につい
ても財政の許す限りの考慮を拂いたい。

七、土地改良及び災害復旧対策

災害復旧については、公共事業中最重要な
に取り上げその促進につき最善の努力を盡し
ており、土地改良もこれを強力で推進するこ
とが肝要で、これらのため必要な事業費及び

補助費については、財政の許す限りの考慮を
拂いたい。

昭和二十三年五月十五日

参考

全国町村会 会長 生田 和平
全国町村会長会 実行委員長

内閣総理大臣 芦田 均 殿

全国町村長大会決議要望事項に對する政府の具體的
措置方針につき文書による回答要請の件

別紙に詳細記載の標記決議要望事項に對する政府の態度^{方針}については、
大会当日の御挨拶乃至は翌日会見の実行委員に對する御應答によ
り、一應承知し得た点もありますが、何分時間の關係上、聞き漏れし
また真意を捕捉し得なかつた点が多々ある一方、当日御出席なく、
また翌日もお目にかかり得なかつたために、全然御意見を承ける機会を
逸した等のことがありましたことは、当日の参考会者としても、実行委員
としても、まことに遺憾に存じています。

実は従来國民のこの種要望事項については、政府においては唯々所謂聞
き置かれることが多くして、これに對し積極的の回答せられた例は極めて
稀であり、ために國民は非常な不便を忍んでまいりましたところ、かゝる
官廳の態度は今後は全体の奉仕者として大に反省願いたいのみなら
ず、特に本件決議要望事項は、何れも全国各町村の熱烈な総意による
もののみであり、これが成行きに對しては町村長は固より、町村民も異常
な注視を拂つてゐるは勿論、本大会を主催した本会としても、またお決議
要望事項の實行推進を一任されてゐる本委員会としても、これに對する
政府の確固たる態度、措置方針を早速逐一全国各町村長へ報告す
る責任を負ふものであります。

つまりしては、政府においては、事情御諒承の上、この際右各決議及び要
望事項につき、單なる抽象態度の表明に終ることなく、各項目に亘
り、必要によつては閣議等により政府としての責任ある具體的措置方法

を決定、詳細文書を以て、本月末までに本会に到達するよう、御回答
煩はしたく、この段特にお願いたします。

追て右期日までに御回答書到着せざる節は、遺憾ながら御回答
なすものとして、この旨全国各町村長に通知いたします。この点予
め御承知をお願いいたし、念のため申添えます。
尚同文の要請書は同時に左記宛に発送しました。この点も御承
知をお願いいたします。

記

内閣総理大臣、内閣官房長官、経済安定本部総務長官、物價院長官、
行政調査部総裁、建設院総裁、総理府自治課長、大蔵大臣、文部大
臣、農林大臣、商工大臣、逓信大臣、運輸大臣、厚生大臣、外務大臣、
労働大臣、法務廳総裁、地方財政委員会委員長、國家公安委員会
委員長、國家地方警察本部長官、

(順序不同)

決議
一、食糧対策

食糧問題の解決は日本再建の根本要件である、われらは本年産の食糧増産につき政府の施策に協力し、一割増産の完遂を期する。

政府は肥料の増産並に適期の配給、その他農家必需物資の確保、米價の適正化、農業電化の普及、農業所得に對する課税の合理化等食糧増産に必要な諸施策を更に積極化し、近き将来において食糧の自給自足態勢を確立すべきである。

二、六三制経費の全額國庫負担

六三制経費負担の重症による町村財政の窮状を打開すると共に、六三制完全実施のため、政府はその経費全額を國庫負担とすべきである。

三、内閣と地方自治体の連絡機関の設置

地方公共団体の自治権を擁護し、その健全な發達を助成すると共に、内閣と地方公共団体の連絡を緊密にして、國家公益と地方自治との調和を図るため、内閣に地方自治体との連絡機関を設置すべきである。

四、地方財政の確立

地方財政の確立と民主化のため、政府は現に地方財政委員会が意図している地方財政制度改正案の實現を期するは勿論更に進んで中央地方を通ずる行政、財政、税制の根本的改革を断行すべきである。

五、地方出先機関の整理

地方出先機関の濫設は、地方自治の伸張を阻碍する。仍て政府は速かにこれが整理を断行すべきである。

六、治山治水対策

國土の保全、民生の安定、各種産業の振興開發等のため、政府は速かに建設省を設置し治山治水の基本國策を綜合強力にこれを遂行すべきである。

裏面白紙

七、土地改良及び災害復旧対策
食糧の増産及び土地生産力を復旧増強するため、各種土地改良事業並びに災害復旧事業を強力に遂行するとともに、これら事業費、補助費の大幅増額措置を講ずべきである。
右決議する。

昭和二十三年五月十三日

全国町村長大会

秘

閣議了解事項

災害復旧費及び六三制予算（二十三年度公共事業費中
それ以外七億及び五億を加えたものを含む）については、今後新財
源を発見した場合には増額するものとする。